

【重要なお知らせ】 個人番号（マイナンバー）のお届けにご協力ください

- ◆ 2018年1月より、預金口座付番制度が開始されました。
預金口座付番制度とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等に基づき導入された、個人番号と銀行口座を紐づけるための制度です。
- ◆ これを受け当社では、お客さまに個人番号のお届けをお願いしております（お届けは任意です）。
- ◆ お届けいただいた個人番号は預金口座付番事務および法定調書作成事務に利用いたします。
- ◆ 当社は、お客さまの個人番号および個人番号をその内容を含む個人情報を、上記の業務以外の目的で利用いたしません。

お客さまによりお届け方法が異なります。下記のお届け方法をご確認ください

- 2018年1月以降に口座（※海外送金サービス契約と同時口座開設を除く）を開設いただきましたお客さま → 下記 1
- 2017年12月以前に口座を開設いただきましたお客さま（海外送金サービスのご契約者さまを除きます） → 下記 2
- 2017年12月以前に海外送金サービスをご契約いただきましたお客さま → 下記 3

1 2018年1月以降に口座（※海外送金サービスと同時口座開設を除く）を開設いただきましたお客さま

お届けいたしましたキャッシュカードの台紙裏面の「個人番号届出書」をキリトリ線で切り取り、**番号確認書類**を貼付のうえ、同封の**返信用封筒**でご返信ください。※一度お送りいただいた書類はお返しできませんのであらかじめご了承ください。

お届け方法の詳細は、キャッシュカードの台紙裏面に記載しております。

STEP 1 キャッシュカードの台紙裏面の個人番号届出書を切り取ってください。



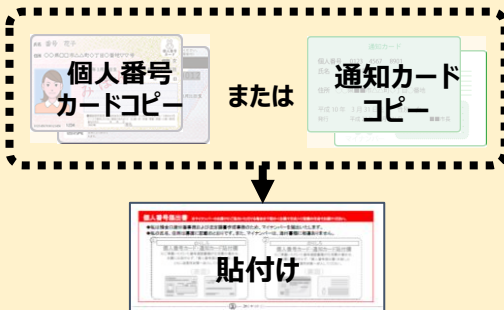
キリトリ線で切り取ってください。

STEP 2 (現住所の記載がある) 番号確認書類をご準備ください。

※番号確認書類のご住所が、宛名面に記載のご住所と一致していることをご確認ください。

個人番号カード または 通知カード

個人番号カードまたは通知カードの**両面をコピー**のうえ、個人番号届出書の所定欄に貼付けてください。



個人番号の記載のある住民票の写し

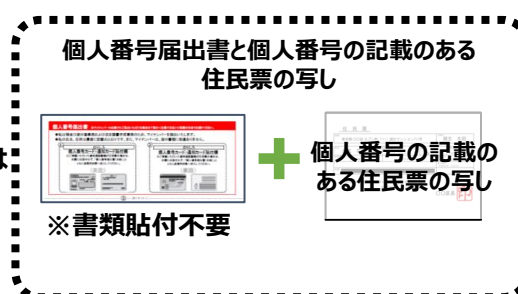
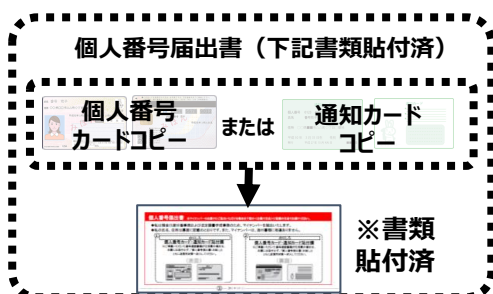
発行から6か月以内の、個人番号の記載がある**住民票の写し**をご準備ください(コピーでも受付可能です)。

※個人番号届出書への貼付けは不要です。



STEP 3

返信用封筒に**【書類貼付済みの個人番号届出書】**、または**【個人番号届出書と個人番号記載のある住民票の写し】**を封入し、返送してください。



2 2017年12月以前に 口座を開けられましたお客さま（海外送金サービスのご契約者さまを除きます）

まずは、お電話にてお問合せください。必要書類をお届けのご住所へお送りいたします。（通話料無料）

日本語 0088-21-1189 （受付時間8：00～21：00 年中無休）

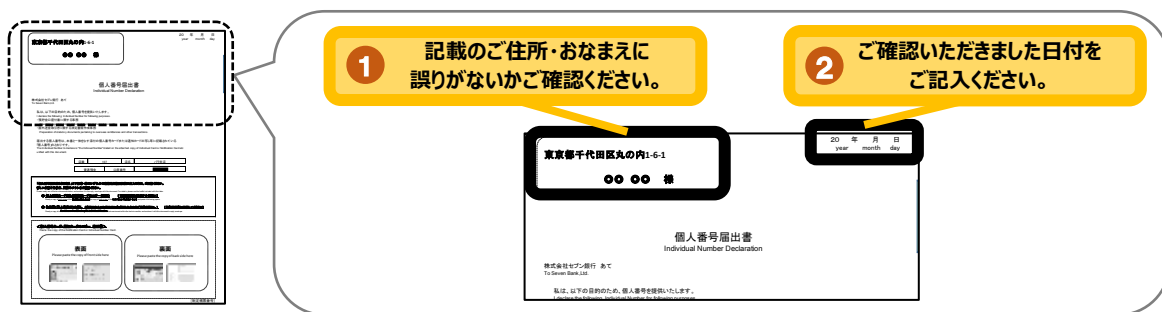
英語 0120-937-711

- お送りする書類
- ①個人番号届出書
 - ②返信用封筒（白色）
 - ③リーフレット

- ご準備頂く書類
- ④番号確認書類（下記のいずれか1点）
- ・個人番号カードまたは通知カードの両面コピー
 - ・発行日から6か月以内の住民票の写し（個人番号の記載があるもの、コピー可）

上記①と④を②に封入しご送付ください。（一度お送りいただいた書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください）
お届け方法の詳細はお送りするリーフレットに記載しております。

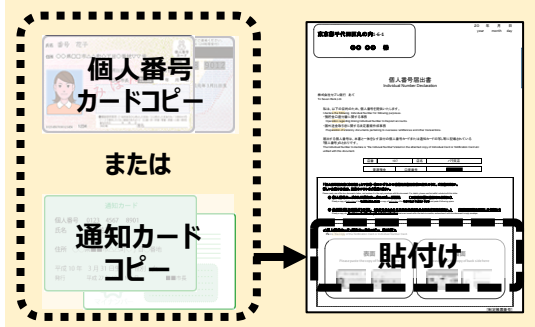
STEP 1 個人番号届出書の記載内容をご確認いただき、日付をご記入ください。



STEP 2 (現住所の記載がある) 番号確認書類をご準備ください。 ※番号確認書類のご住所が、個人番号届出書左上のご住所と一致しているかご確認ください。

個人番号カード または 通知カード

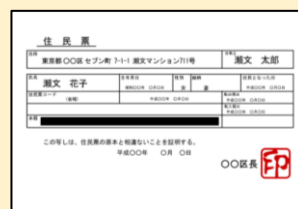
個人番号カードまたは通知カードの両面をコピーのうえ、個人番号届出書の所定欄に貼付けてください。



個人番号の記載のある住民票の写し

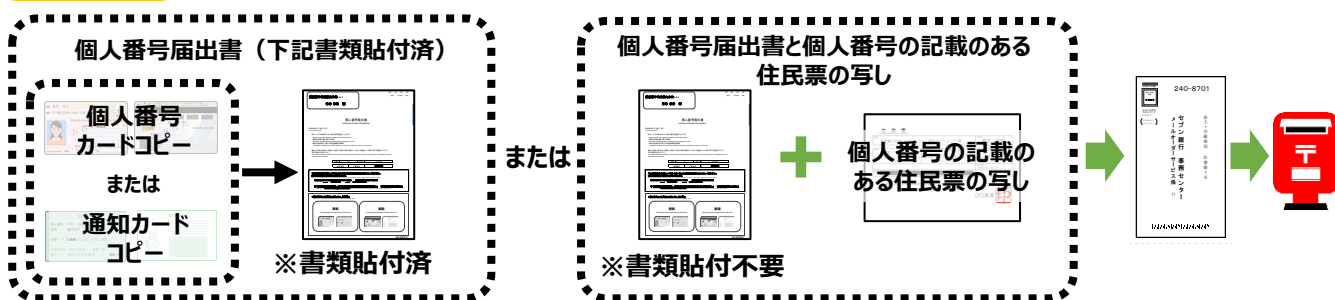
発行日から6か月以内の、個人番号の記載がある住民票の写しをご準備ください（コピーでも受付可能です）。

※個人番号届出書への貼付けは不要です。



または

STEP 3 返信用封筒に【書類貼付済みの個人番号届出書】、または【個人番号届出書と個人番号の記載のある住民票の写し】を封入し、返送してください。



預金口座付番に関する個人番号のお届け方法は、
当社へ個人番号をご提出いただいた年月により異なります。以下をご確認ください。

お手続きは不要です。

2018年1月以降
当社にマイナンバーを
ご提出のお客さま

2018年1月以降の利用目的の変更（追加）については、当社ホームページの重要なお知らせ
「[海外送金サービスご契約に伴う、個人番号（マイナンバー）に関するご提出書類について](#)」
https://www.sevenbank.co.jp/soukin/jp/info/info_mynumber.html
をご確認ください

2017年12月以前に
当社にマイナンバーを
ご提出のお客さま

上記 **2** 「2017年12月以前に口座を開設いただきましたお客さま（海外送金サービスのご契約者さまを除きます）」に記載のお手続きにて個人番号をお届けいただけます。

2015年12月以前に海外送金サービスをご契約いただき、 当社にマイナンバーをご提出いただいていないお客さま

2018年12月31日までに個人番号の確認のお手続きが必要となります！

2015年12月以前に海外送金サービスをご契約いただいたお客さまにつきましては、海外送金サービスのご利用にあたって、預金口座付番とは別に、法令に基づく国外送金等取引に関する法定調書作成事務を目的として、2018年12月31日までに個人番号の確認のお手続きが必要となります。

※くわしくは、当社ホームページ、重要なお知らせ

「[海外送金サービスご契約に伴う、個人番号（マイナンバー）に関するご提出書類について](#)」

https://www.sevenbank.co.jp/soukin/jp/info/info_mynumber.html をご確認ください。

（なお、預金口座付番のお取扱いについてもこちらに掲載しております。）

2018年12月31日までに手続きいただけなかった場合は、2019年1月1日以降、海外送金サービスのご利用を一時的に停止させていただきますので、あらかじめご了承ください。

※くわしくは、当社ホームページ重要なお知らせ

「[海外送金サービスをご契約いただいているお客さまの個人番号（マイナンバー）確認について](#)」

https://www.sevenbank.co.jp/soukin/jp/info/info_mynumber02.html をご確認ください。

個人番号制度（マイナンバー制度）の詳細は、
内閣府ホームページ（<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>）をご確認ください。

ご不明点は、お電話にてお問合せください。（通話料無料）

日本語 **0088-21-1189** （受付時間8：00～21：00 年中無休）

英語 **0120-937-711**